

民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用（概要）

趣旨

- 民間企業等から職員を採用するに当たっては、採用される者の専門性や業績等を適切に評価し民間経験を十分に考慮して給与を決定する必要
 - 採用後の職員の処遇については、昇格に必要な在級期間の短縮を含め、職員の能力・実績に応じて柔軟に給与を決定することも可能
- ➡ このことを踏まえた民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用を今般の通知として明記

I 民間企業等からの採用時の給与決定

1 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務」について、各府省固有の所掌分野に限らず、各府省共通の職務に役立つ汎用的なスキル（説明能力、調整能力、企画能力等）を活用して従事していた職務であっても、民間企業等での在職期間を原則100/100で換算可能
2 経験者試験採用者等の職務の級及び号俸の決定	号俸決定の際に考慮する「その者の能力等」には、民間企業等での実績も当然含まれることから、当該実績に対する社会における一般的な評価額、前職の給与等を考慮することが可能
3 特定任期付職員に係る号俸決定等	採用される者の専門性の程度や業務の困難・重要度に応じて弾力的に号俸決定を行うことが可能であり、その際、民間企業等での実績に対する社会における一般的な評価額、前職の給与等を考慮採用後特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給可能

II 職員の昇格の柔軟な運用

1 在級期間（※）の短縮	勤務成績が特に良好であるときは、50%まで短縮した在級期間で昇格が可能。その際、直近の人事評価の結果が最上位である等の要件を満たさない場合でも、それに相当する人事評価の結果に表れにくい勤務実績等を考慮することが可能
2 最短昇格期間の適用	民間企業等を含めた経験が十分にあるなど、在級期間表の在級期間によることが適当でない場合には、昇格時点の経験年数が最短昇格期間（在級期間を合算した期間。勤務成績が特に良好であれば合算期間を50%まで短縮可）を満たせば在級1年で昇格可能
3 本府省の課長及び室長等への昇格	本府省の課長及び室長等へ就けば、在級期間にかかわらず職務に応じた級に昇格が可能であり、2級以上上位の職務の級に決定することも可能

※ 在級期間：昇格に必要な昇格前の級の在職期間